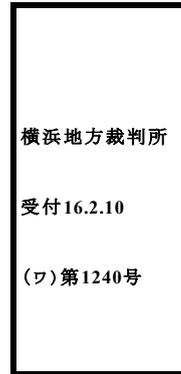


資料 訴状例

正本



訴 状

原告ら訴訟代理人弁護士 常 磐 龍 一 郎

〒215-0000 川崎市麻生区下仁田 4 丁目 5 番 6 号

原 告 甲 野 花 子

〒231-0021 横浜市中区日本大通 1 2 3 4 番 5 5

春日山ビル 6 0 5

電 話 0 4 5 - 2 2 2 2 - 8 7 5 6

F A X 0 4 5 - 2 2 2 2 - 8 7 5 7

原告訴訟代理人弁護士 常 磐 龍 一 郎

〒XXX-XXXX 横浜市中区氷川町港の見える丘公園 2 丁目 1 番 1 号

被 告 乙 川 珠 子

横浜地方裁判所 民事部 御中

平成 2 1 年 1 0 月 2 7 日

建物収去土地明渡等請求事件

訴訟物の価額 (省略)

貼用印紙の額 (省略)

第 1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、別紙物件目録記載 2 の建物を収去して同目録記載 1 の土地を明け渡せ。

2 被告は、原告に対し、訴状送達の日から上記土地の明渡済みに至るまで、月額金5万円の割合による金員を支払え。

3 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決並びに第1項及び第2項につき仮執行の宣言を求める。

第2 請求の原因

1 別紙物件目録記載1の土地（以下、本件土地という）は、元々は鈴木二郎（以下、鈴木という）が所有していたものであるが、乙川政雄（以下、政雄という）は、昭和49年5月13日、鈴木から代金1500万円で買い受け、同日、所有権移転登記を受けた。

2 相続

i 原告は、昭和40年4月13日に政雄と婚姻した。

ii 政雄は、平成15年5月24日、横浜家庭裁判所平成15年（家）第100号失踪宣告申立事件において、平成14年8月5日死亡したものとみなす旨の家事審判を受け、同審判は同15年6月10日の経過により確定した。

iii 政雄の相続人は妻である原告のみである。

3 被告は、昭和51年8月25日、本件土地上に別紙物件目録記載2の建物（以下、本件建物という）を建築し、これを所有して本件土地を無権原で占有している。

4 本件土地の賃料相当額は月額5万円を下らない。

5 よって、原告は、被告に対し、本件土地の所有権に基づく土地返還請求権により本件建物を収去したうえ、本件土地の明渡を求め、かつ、不法行為に基づく損害賠償請求権により本訴状送達の日から上記土地の明渡済みまで1か月当たり5万円の割合による賃料相当損害金の支払を求める。

第3 証拠方法

1 甲第1号証 全部事項証明書（土地）

2 甲第2号証 全部事項証明書（建物）

3	甲第3号証	写真撮影報告書	
4	甲第4号証	内容証明郵便、郵便物配達証明書	
第4	付属書類		
1	訴状副本		1通
2	甲第1号証及び第2号証		各1通
3	甲号証写し		各1通
4	土地課税台帳登録事項証明書		1通
5	訴訟委任状		1通

物 件 目 録

- 1 所在 横浜市中区氷川町港の見える丘公園 2 丁目
地番 1 番
地目 宅地
地積 1 2 3 平方メートル

- 2 所在 横浜市中区氷川町港の見える丘公園 2 丁目 1 番地
家屋番号 1 番 1
種類 居宅
構造 木造瓦葺き 2 階建
床面積 1 階 5 7 平方メートル
2 階 2 3 平方メートル